

告示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

蓮田鴻巣線	路線名
桶川市大字加納字笹原九一六番一地先から同市大字加納字天神七七一番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	供用開始の区間
令和八年三月二十七日	供用開始の期日
平成三十年三月十六日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四九八・七メートル	備考